情　報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について　・・・　2

関東運輸局報（令和8年8月13日第2113号）「情報」の掲載内容の追加について　・・・　5

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　7

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　8

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第１５条の２第２項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第１５条の９第２項により、下記のとおり公表する。

１．届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件　　名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：２６Ｃ０７
事業者名：神奈川中央交通　株式会社

２．意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和８年１０月２６日（月曜日）
１３時００分から（山梨県）ＡＢ聴聞室
１４時００分から（道志村）ＡＢ聴聞室
※山梨県からは書面による意見、道志村からは意見の聴取を必要としない旨の申し出があった。

３．意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・山梨県知事　山梨県甲府市丸の内１－６－１

・道志村長　　山梨県南都留郡道志村竹之本６１８１－１
（意見の聴取を必要としない旨の申し出あり）

４．陳述の要旨

別紙のとおり

（別紙５－２）

地次交第７４３号
令和８年１０月２３日

関東運輸局長　殿

住　　所　山梨県甲府市丸の内１－６－１
地方自治体名　山梨県
（首長名）　知事　長崎　幸太郎
（公印省略）

意見の陳述書

今般、令和８年１０月２６日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

１．意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
件　　名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：２６Ｃ０７
事業者名：神奈川中央交通　株式会社

２．意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名：和多田　航希
職名：山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局　地域・次世代交通推進監

３．意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止については、利用状況等を踏まえるとやむを得ないものと考えますが、廃止に当たっては、地域住民や利用者の皆様に対し、十分な周知及び説明を行っていただくようお願いします。



道 ふ 発 第 53 号

令和 8 年 10 月 26 日

関東運輸局長 あて

道志村長　出羽 和平

一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の廃止に対する意見聴取について

令和 8 年 10 月 9 日付け関自旅一第 890 号で通知のあった標記の件については、意見聴取を必要としませんので、その旨お知らせいたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

（団体の場合は、意見の聴取において陳述していようとしていた者の氏名及び職業又は職名）

道志村

山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1

道志村長　出羽 和平

2. 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の廃止の路線

事 案 番 号：26C07

3. 意見の聴取を必要としなくなった理由

対象となる路線が廃止となった場合、住民及びその他利用者への影響が少ないため。

関東運輸局 自旅一 受 -8.10.26 付 第 1212 号

令和８年１１月１２日

関東運輸局報（令和８年８月１３日第２１１３号）「情報」の掲載内容の追加について

平素は国土交通行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

関東運輸局報（令和８年８月１３日第２１１３号）「情報」に掲載いたしました一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について、掲載内容を追加いたします。

（お問い合わせ）
関東運輸局　自動車運送事業安全監理室
担　当　　小菅・神﨑
電　話　　０４５－２１１－７２７１

追加分

令和8年8月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年8月4日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社コンガス（法人番号：4011301002432）　代表者　倉増　仁志
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都杉並区善福寺3-4-13-102 （本社営業所）　東京都杉並区善福寺3-4-13-102
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　160日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第20条
（６）違反行為の概要	令和7年11月13日及び令和7年11月26日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　16点 当該事業者の累積点数　16点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。

令和8年11月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月4日
（２）事業者の氏名又は名称	武蔵モビリティサービス株式会社（法人番号：7012701001599）　代表者　長谷川　俊
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都東村山市久米川町5-28-12 （本社営業所）　東京都東村山市久米川町5-28-12
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和8年7月28日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　〈令和8年10月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数（関東運輸局管内）	営業所点数（当該行政処分により付された違反点数）
20261001	三ツ境交通　有限会社（法人番号9020002002050） 代表者　石川　治	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷1丁目25番地17号	本社営業所	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷1丁目25番地17号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条	令和8年7月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	0	0
20261006	新和自動車　株式会社（法人番号1010601003556） 代表者　辻　大輔	東京都江東区亀戸3－51－10	本社営業所	東京都江東区亀戸3－51－10	輸送施設の使用停止（10日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年7月8日及び令和7年7月18日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1
20261006	齋藤　伸	神奈川県川崎市	個人	神奈川県川崎市	輸送施設の使用停止（20日車）	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和7年12月9日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	2	2
20261009	勝田台交通　株式会社（法人番号1040001020604） 徳田　昭	千葉県八千代市上高野1537	本社営業所	千葉県八千代市大字上高野1537番地131号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第20条	令和8年9月2日及び令和8年9月7日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)異常気象時における措置義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第20条)	0	0
20261014	東都交通　株式会社（法人番号1011501003225） 代表者　木原　光資	東京都北区豊島1－19－12	本社営業所	東京都北区豊島1－19－12	輸送施設の使用停止（40日車）	ﾀｸｼｰ業務適正化特別措置法第43条第2項	令和8年2月10日、法令違反の疑いがあることを端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)ﾀｸｼｰ乗車禁止地区における乗車(ﾀｸｼｰ業務適正化特別措置法第43条第2項)	4	4
20261014	加藤　英夫	東京都江東区	個人	東京都江東区	文書警告	道路運送車両法第48条	令和8年4月24日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)	0	0

20261020	京浜ハイヤー株式会社(法人番号9020001003818) 代表者　岩浦　泰二	神奈川県横浜市港南区最戸1丁目8番地5号	本社営業所	神奈川県横浜市港南区最戸1丁目8番地5号	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和7年9月1日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	2	2
20261020	有限会社　光交通　(法人番号8050002027764) 代表者　藤井　葉子	茨城県神栖市木崎2406番6	鹿嶋営業所	茨城県鹿嶋市宮中359－2	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第9条の3第1項	令和7年11月10日、法令違反の疑いがあることを端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)	2	2
20261020	大栄交通　株式会社(法人番号5020001027382) 代表者　安　英哲	神奈川県横浜市中区山下町210番地	本社営業所	神奈川県横浜市中区山下町210番地	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和7年12月8日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第2条第2項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
20261020	日本中央交通株式会社(法人番号3070001002424) 代表者　諸井　昌代	群馬県高崎市島野町字花王寺1332番地	本社営業所	群馬県高崎市貝沢町1268－5	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年9月29日及び令和7年10月28日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2

20261027	サン岡タクシー　有限会社 （法人番号1021002064336） 代表者　岡　勉	神奈川県横須賀市武1丁目3番地6号	本社営業所	神奈川県横須賀市武1丁目3番地6号	輸送施設の使用停止（200日車）	道路運送車両法第58条第1項	令和7年1月27日、無車検運行があった旨の情報を端緒として監査を実施。25件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第4項)、(2)苦情処理の記録、保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第3条第2項)、(3)勤務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(7)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(8)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(9)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(16)点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)、(17)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)、(18)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(19)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(20)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)、(21)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(運送法第29条の3)、(22)報告義務違反(運送法第94条第1項)、(23)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(24)運転者証の記載事項の訂正義務違反(ﾀｸｼｰ業務適正化特別措置法(以下、ﾀｸ特法)第15条)、(25)運転者証の返納等義務違反(ﾀｸ特法第16条第1項)	20	20
20261027	知日　株式会社（法人番号2010601056149） 代表者　孟　鈴智	東京都台東区柳橋１－１６－３	本社営業所	千葉県成田市取香５１３－６８	輸送施設の使用停止（10日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和8年1月9日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1

注　違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）